

2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県民生活環境部

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県民生活環境部	環境保健研究センター	2020年 4月1日	高速液体クロマトグラフ質量分析装置（アジレント・テクノロジー株式会社製）保守点検業務委託	2,170,300	長崎市大黒町9-22 新川電機株式会社 九州支社 長崎オフィス 支社長 関谷 憲一	本業務は、長崎県環境保健研究センターに設置している高速液体クロマトグラフ質量分析装置（アジレント・テクノロジー株式会社製）を常時正常に作動させるために保守点検を行うものである。この装置は、残留有害物質の分析及び危機管理時の理化学分析を行う極めて特殊な精密装置であり、アジレント・テクノロジー株式会社製の独自の技術で製造され、自社で開発し特許取得している部品も含まれていることから、この装置の保守点検ができるのは、代理店である新川電機株式会社に限定される。	第167条の2第1項 第2号
2	県民生活環境部	環境保健研究センター	2020年 6月30日	ICP質量分析装置保守点検業務委託	1,666,500	長崎市大黒町9-22 新川電機株式会社 九州支社 長崎オフィス 支社長 関谷 憲一	本業務は、長崎県環境保健研究センターに設置しているICP質量分析装置が常時正常に作動するように保守及び点検を行うものである。この装置は、大気中の微量金属成分の分析を行う極めて特殊な精密装置であることから、この装置の保守点検ができるのは製造者のアジレント・テクノロジー株式会社に限られ、同社特約店である新川電機株式会社に限定される。	第167条の2第1項 第2号
3	県民生活環境部	環境保健研究センター	2020年 11月13日	B S L 3 及び 2 病原体取扱実験施設の特種空調及びセキュリティシステム保守業務委託	2,662,000	長崎市万才町7番1 高砂熱学工業株式会社 長崎 営業所 所長 福田 茂光	B S L 3 及び 2 病原体取扱実験施設（以下「実験施設」という。）は、病原体が外部に漏れ出さないよう感染症法等で厳しい施設基準が課せられている。本業務は、この法令に定める施設基準に適合し、円滑な施設の運用ができるように実験施設の特種空調設備と実験施設に係るセキュリティシステムの保守点検を行うものである。実験施設は、施工業者独自の技術により受注生産されていることから、セキュリティシステムを含めて保守点検ができるのは、施工業者の高砂熱学工業株式会社に限定される。	第167条の2第1項 第2号
4	県民生活環境部	環境保健研究センター	2021年 3月30日	ガスクロマトグラフ質量分析装置（アジレント・テクノロジー株式会社製）保守点検業務委託	1,016,400	長崎市大黒町9-22 新川電機株式会社 九州支社 長崎オフィス 支社長 関谷 憲一	本業務は、長崎県環境保健研究センターに設置しているガスクロマトグラフ質量分析装置（アジレント・テクノロジー株式会社製）を常時正常に作動させるために保守及び点検を行うものである。この装置は、指定薬物や残留農薬の分析を行う極めて特殊な精密装置であり、アジレント・テクノロジー株式会社製の独自の技術で製造されていることから、この装置の保守点検ができるのは、自社製品である同社に限られ、同社特約店である新川電機株式会社に限定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	県民生活環境部	男女参画・女性活躍推進室	2020年 4月1日	令和2年度ながさき女性活躍推進会議業務委託	7,493,075	長崎市桜町4-1 長崎県経営者協会 会長 椎葉 邦男	<p>本業務は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等を通じて、女性の採用拡大、両立支援、女性管理職の登用促進などの職場環境の改善や経営者の意識改革等を図るものであるため、男女雇用機会均等法などの労働行政の専門性やノウハウが必要である。</p> <p>また、経営者等向けセミナー、経営者への会員登録の働きかけ等を効率的に実施するため、県内の経済団体へ委託することが効果的である。</p> <p>「長崎県経営者協会」(以下、「同会」という。)は、賃金や労務管理の調査研究や、労務・労働法相談などを行う労働行政に長けた団体であり、女性活躍推進に係る調査・課題分析やアクションプランを策定している日本経済団体連合会の県組織である。</p> <p>同会はこれまで、次世代育成法に基づく一般事業主行動計画策定支援事業(平成22、23年度)を受託し、企業に対して計画策定の指導等を行うほか、県が実施した『女性活躍に関する事業所ヒアリング調査・課題分析(平成28年度)』等の女性活躍推進に係る業務においても、同会と連携して実施しており、女性活躍推進への理解が深く、実行力を持つ団体である。</p> <p>以上のことから、「長崎県経営者協会」は、労働行政や女性活躍推進に係るノウハウと県内企業情報を有し、かつ、他の県内経済団体と連携している唯一の団体であることから、1者随意契約とする。</p>	第167条の2第1項 第2号
6	県民生活環境部	男女参画・女性活躍推進室	2020年 8月25日	イクメン・カジメン普及啓発動画等制作業務委託	2,189,000	長崎市馬町2-4 株式会社西日本新聞社長崎総局 長崎総局長 相本倫子	<p>当業務は、男女がともに家庭と社会生活を両立できる環境を整えるため、職場の理解や家庭生活における家事・育児等のシェアを促進するための啓発動画及びプランニングシートの制作である。</p> <p>啓発目的やターゲット等を踏まえ、より訴求力のある動画及びプランニングシートとするためには、県が指定した仕様書による制作よりも、ドキュメンタリーやドラマなどの動画や、プランニングシート等の制作における民間企業の幅広いノウハウを活かした企画の中から、最良の企画を採用する方法が、啓発効果を最大限に向上させることができる。</p> <p>以上により、企画内容を選定し契約の相手方を特定する企画提案方式(企画コンペ方式)が最良の調達方法であることから、1者随意契約とする。</p>	第167条の2第1項 第2号
7	県民生活環境部	人権・同和対策課	2020年 4月1日	令和2年度人権啓発活動委託	1,113,000	長崎市桜町2-2-2 長崎市 市長 田上 富久	<p>この事業は、国(法務省)からの委託事業で、同省が定める人権啓発活動地方委託要綱に基づき、県から市町への再委託により実施するものである。</p> <p>同省が県を通して各市町へ実施計画の提出を促したうえで委託内容を決定し、再委託先の市町を決定するため、当該市との1者随意契約となり、相手方が特定される。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県民生活環境部

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	県民生活環境部	人権・同和対策課	2020年 4月1日	令和2年度人権啓発活動委託	1,044,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市 市長 朝長 則男	この事業は、国(法務省)からの委託事業で、同省が定める人権啓発活動地方委託要綱に基づき、県から市町への再委託により実施するものである。 同省が県を通して各市町へ実施計画の提出を促したうえで委託内容を決定し、再委託先の市町を決定するため、当該市との1者随意契約となり、相手が特定される。	第167条の2第1項 第2号
9	県民生活環境部	人権・同和対策課	2020年 4月1日	人権・同和問題に関する啓発相談業務委託	5,749,000	長崎市上銭座町2-7 部落解放同盟長崎県連合会 委員長 山口 渉	同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決等を目的とした各種啓発、相談事業等を総合的に実施するものであり、委任事務である性格上、業務実施の上での専門性やノウハウが不可欠であり、また、他の人権関係団体とも連携がとりやすく信頼性の高いことが求められる。こうした条件を満たす団体は当連合会に限られる。	第167条の2第1項 第2号
10	県民生活環境部	人権・同和対策課	2020年 8月12日	新型コロナウイルス感染症に係る人権啓発テレビコマーシャル放送業務	2,695,000	長崎市上町1-35 長崎放送株式会社 代表取締役社長 東 晋	・本業務は、新型コロナウイルス感染症に関し、県民に対し、医療従事者への感謝と応援、また、感染者等の人権への配慮についての啓発を行うため、テレビコマーシャルを放送するものである。 ・より多くの県民に視聴してもらうため、県内民放テレビ4局全てと1者随意契約を行い、テレビコマーシャルを放送することとした。	第167条の2第1項 第2号
11	県民生活環境部	人権・同和対策課	2020年 8月12日	新型コロナウイルス感染症に係る人権啓発テレビコマーシャル放送業務	2,640,000	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送株式会社 代表取締役社長 齋岐 正	・本業務は、新型コロナウイルス感染症に関し、県民に対し、医療従事者への感謝と応援、また、感染者等の人権への配慮についての啓発を行うため、テレビコマーシャルを放送するものである。 ・より多くの県民に視聴してもらうため、県内民放テレビ4局全てと1者随意契約を行い、テレビコマーシャルを放送することとした。	第167条の2第1項 第2号
12	県民生活環境部	人権・同和対策課	2020年 8月12日	新型コロナウイルス感染症に係る人権啓発テレビコマーシャル放送業務	2,915,000	長崎市金屋町1-7 株式会社テレビ長崎 代表取締役社長 宮前 周司	・本業務は、新型コロナウイルス感染症に関し、県民に対し、医療従事者への感謝と応援、また、感染者等の人権への配慮についての啓発を行うため、テレビコマーシャルを放送するものである。 ・より多くの県民に視聴してもらうため、県内民放テレビ4局全てと1者随意契約を行い、テレビコマーシャルを放送することとした。	第167条の2第1項 第2号
13	県民生活環境部	人権・同和対策課	2020年 8月12日	新型コロナウイルス感染症に係る人権啓発テレビコマーシャル放送業務	2,915,000	長崎市出島町11-1 株式会社長崎国際テレビ 代表取締役社長 袴田 直希	・本業務は、新型コロナウイルス感染症に関し、県民に対し、医療従事者への感謝と応援、また、感染者等の人権への配慮についての啓発を行うため、テレビコマーシャルを放送するものである。 ・より多くの県民に視聴してもらうため、県内民放テレビ4局全てと1者随意契約を行い、テレビコマーシャルを放送することとした。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県民生活環境部

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	県民生活環境部	人権・同和対策課	2020年 9月4日	新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷 等対策周知テレビコマーシャル放送業務	1,320,000	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送株式会社 代表取締役社長 豊岐 正	・本業務は、県民に対して、新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷等対策として、専門の相談窓口設置及び弁護士相談等体制の整備並びにネットパトロール実施についての周知と、併せて誹謗中傷等の証拠保全について呼びかけを行うため、テレビコマーシャルを放送するものである。 ・より多くの県民に視聴してもらうため、県内民放テレビ4局全てと1者随意契約を行い、テレビコマーシャルを放送することとした。	第167条の2第1項 第2号
15	県民生活環境部	人権・同和対策課	2020年 9月4日	新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷 等対策周知テレビコマーシャル放送業務	1,347,500	長崎市長町1-35 長崎放送株式会社 代表取締役社長 東 晋	・本業務は、県民に対して、新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷等対策として、専門の相談窓口設置及び弁護士相談等体制の整備並びにネットパトロール実施についての周知と、併せて誹謗中傷等の証拠保全について呼びかけを行うため、テレビコマーシャルを放送するものである。 ・より多くの県民に視聴してもらうため、県内民放テレビ4局全てと1者随意契約を行い、テレビコマーシャルを放送することとした。	第167条の2第1項 第2号
16	県民生活環境部	人権・同和対策課	2020年 9月4日	新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷 等対策周知テレビコマーシャル放送業務	1,452,000	長崎市長屋町1-7 株式会社テレビ長崎 代表取締役社長 宮前 周司	・本業務は、県民に対して、新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷等対策として、専門の相談窓口設置及び弁護士相談等体制の整備並びにネットパトロール実施についての周知と、併せて誹謗中傷等の証拠保全について呼びかけを行うため、テレビコマーシャルを放送するものである。 ・より多くの県民に視聴してもらうため、県内民放テレビ4局全てと1者随意契約を行い、テレビコマーシャルを放送することとした。	第167条の2第1項 第2号
17	県民生活環境部	人権・同和対策課	2020年 9月4日	新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷 等対策周知テレビコマーシャル放送業務	1,463,000	長崎市長島町11-1 株式会社長崎国際テレビ 代表取締役社長 袴田 直希	・本業務は、県民に対して、新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷等対策として、専門の相談窓口設置及び弁護士相談等体制の整備並びにネットパトロール実施についての周知と、併せて誹謗中傷等の証拠保全について呼びかけを行うため、テレビコマーシャルを放送するものである。 ・より多くの県民に視聴してもらうため、県内民放テレビ4局全てと1者随意契約を行い、テレビコマーシャルを放送することとした。	第167条の2第1項 第2号
18	県民生活環境部	人権・同和対策課	2020年 9月11日	「スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動」 業務委託	3,915,560	諫早市多良見町化屋1808-1 株式会社V・ファーレン長崎 代表取締役社長 高田 春奈	・法務省の人権啓発活動地方委託要綱等で大きな社会的影響力を有するスポーツ組織と連携協力した啓発活動の実施を要請されており、本県においては(株)V・ファーレン長崎に限られているため。	第167条の2第1項 第2号
19	県民生活環境部	人権・同和対策課	2021年 2月24日	新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発及 び誹謗中傷対策周知テレビコマーシャル放送業 務	2,725,800	長崎市長町1-35 長崎放送株式会社 代表取締役社長 東 晋	より多くの県民に視聴してもらうため、県内民放テレビ4局全てと1者随意契約を行い、テレビコマーシャルを放送する。	第167条の2第1項 第2号
20	県民生活環境部	人権・同和対策課	2021年 2月24日	新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発及 び誹謗中傷対策周知テレビコマーシャル放送業 務	2,893,000	長崎市長屋町1-7 株式会社テレビ長崎 代表取締役社長 宮前 周司	より多くの県民に視聴してもらうため、県内民放テレビ4局全てと1者随意契約を行い、テレビコマーシャルを放送する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県民生活環境部

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	県民生活環境部	人権・同和対策課	2021年 2月24日	新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発及び誹謗中傷対策周知テレビコマーシャル放送業務	2,640,000	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送株式会社 代表取締役社長 豊岐 正	より多くの県民に視聴してもらうため、県内民放テレビ局4局全てと1者随意契約を行い、テレビコマーシャルを放送する。	第167条の2第1項 第2号
22	県民生活環境部	人権・同和対策課	2021年 2月24日	新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発及び誹謗中傷対策周知テレビコマーシャル放送業務	2,860,000	長崎市出島町11-1 株式会社長崎国際テレビ 代表取締役社長 袴田 直希	より多くの県民に視聴してもらうため、県内民放テレビ局4局全てと1者随意契約を行い、テレビコマーシャルを放送する。	第167条の2第1項 第2号
23	県民生活環境部	交通・地域安全課	2020年 10月8日	長崎県高齢運転者モニタリングデータの解析及び普及啓発資料作成支援業務委託	2,960,100	長崎市元船町17番1号 公益財団法人ながさき地域政策研究所 理事長 菊森 淳文	本事業は、令和元年度にモニターである高齢運転者の車両に通信型ドライブレコーダーを設置・収集した情報等(車両の急加速等の危険挙動に関する発生日時及び場所の緯度経度情報、挙動発生時のドライブレコーダーによる記録映像)を総合的に分析することで、高齢運転者の特性等を導き出し、高齢運転者の交通安全を目的とした教育資料や動画を作成することを目的とするものである。高度で正確な分析を行うためには、統計学や人間工学等に関する専門的な知識はもとより傾向と問題点を多面的かつ的確に捉える視点や手法が必要である。また、分析結果や対策のとりまとめ、周知啓発用の資料や動画の作成にあたっては、企画立案能力、幅広いノウハウが求められる。 このように、当該業務の完成度は事業者の専門性、企画力、創意工夫による部分が大きく、その手法や詳細について県独自で仕様書を作成することが困難であるため、事業者からの企画提案をもとに決定する必要がある。 以上の理由により、公募型プロポーザル方式を採用し、最も優れた提案を行った者を契約候補者として選定した結果、当該事業者と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
24	県民生活環境部	交通・地域安全課	2021年 3月26日	性暴力被害者支援業務委託	9,978,211	長崎市大黒町3番1号 公益社団法人 長崎県犯罪被害者支援センター 理事長 前田 和明	本業務は、性暴力被害者の心身の負担軽減及び健康の早期回復に並びに被害の潜在化防止を図るため、専門の支援窓口を設置し、相談、医療、カウンセリング、付添い等の被害者に必要な支援を関係機関・団体と連携して実施する極めて公益性が高い業務である。 犯罪被害者支援を目的に設立された「公益社団法人長崎県犯罪被害者支援センター」は、長崎県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けている県内唯一の団体で信頼性が高く、被害者支援に必要な知識と技能を有する相談員が支援業務に対応している。また、同センターは平成28年4月1日から本業務を受託後、被害者支援に必要な専門性やノウハウを活かして、適正に業務を実施してきており、相談件数は委託当初と比較して増加している。 以上のように公益性、専門性、信頼性の面から本業務を適正に遂行できる団体は他にないと判断し、1者随意契約とするもの。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県民生活環境部

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	県民生活環境部	統計課	2020年 8月4日	「長崎県 E B P Mモデル研究及び統計人材の育成事業」企画運営等業務委託	3,930,300	長崎市彦見町4-1 株式会社 出島リサーチ&コンサルツ 代表取締役社長 須齋 正幸	本業務においては、県の最重要課題である若者の転入・転出に関するデータ分析の題材として、県内大学生や一部県外在住大学生への意識や進路意向等に係るアンケート調査を実施する。 令和元年度事業において、県内のほぼ全ての大学において2,000人規模でアンケートを実施している。 データの時系列連続性を確保するため、令和2年度も同規模でのアンケート調査を実施し、本年度の分析を踏まえた分析を行う必要がある。 本業務を継続的に実施し、大学と密接な調整と企画の運営を行うことが可能な団体は、当該主体に限られるため、1者随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
26	県民生活環境部	生活衛生課	2020年 4月1日	地域猫不妊去勢手術業務委託	単価契約 @ 12,314.00	諫早市貝津町3031 公益社団法人 長崎県獣医師会 会長 池尾 辰馬	「地域猫活動推進事業」は離島を含む県内全域を対象としており、県内各地で統一的に手術を実施するためには、長崎県内全域の獣医師で構成される公益社団法人長崎県獣医師会に委託する外ないため、当該法人との1者随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
27	県民生活環境部	生活衛生課	2020年 4月1日	食品衛生指導委託事業	4,100,000	西彼杵郡長与町高田郷364 0-3 公益社団法人 長崎県食品衛生協会 会長 橋本 邦芳	この事業は食品衛生の向上を図り、もって消費者の健康の保護を図ることを目的とし、食品衛生法、長崎県食品衛生に関する条例に規定された食品衛生責任者講習会の開催、営業施設の許可に関する事前指導や届出指導について委託するものであり、業務の実施にあたっては、食品衛生に関する知識及び県内全域での業務実施体制が必要である。 (公社)長崎県食品衛生協会は、食品衛生に関する知識と経験に基づいて衛生指導を行う指導員を県内全域に配置しており、県内にこのような者は他にない。 よって、同協会との1者随意契約が適当である。	第167条の2第1項 第2号
28	県民生活環境部	生活衛生課	2020年 4月20日	油症の治療等に関する研究委託事業	1,204,907	長崎市坂本1丁目7番1号 長崎油症研究班 班長 室田 浩之	本業務は、油症の治療法等に関する調査研究を委託するものであり、実施にあたっては油症に関しての医学的・疫学的な専門知識を必要とする。長崎油症研究班は、長崎大学病院を中心とした医師らで組織され、油症の診断及び治療に関して油症発生当時から研究を行っている。県内において、長崎油症研究班以外に油症に関しての研究は行われていないため、1者随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
29	県民生活環境部	生活衛生課	2020年 10月9日	長崎県動物愛護情報ネットワークサーバ仮想化業務委託	1,100,000	長崎市大黒町11番13号 有限会社 ランカードコム 取締役 峰松 浩樹	本委託業務は、「長崎県動物愛護情報ネットワーク」のサーバを県庁内(情報システム課)へ移行するものであるが、この業務をスムーズに行うには、当該システムの構成・内容について熟知している必要がある。また、サーバ移行時のトラブル対応等については、現在のシステム運用管理元との調整を要する。 従って、当該業務を行える者は、システムの構成・内容を熟知しており、システムの開発及び運用管理を行っている有限会社ランカードコム以外に存在しないため、一者随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県民生活環境部

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	県民生活環境部	生活衛生課	2021年 3月31日	犬捕獲抑留等業務委託契約	40,480,000	大村市西三城51番地 有限会社 長崎県畜犬愛護指 導協力会 代表取締役 深田 良隆	狂犬病予防法違反犬の捕獲、抑留、殺処分、焼却後の 骨灰の処理は、公衆衛生業務の一つとして欠くことの できない業務だが、一般に敬遠される業務であり、か つ、一定の技術・経験が不可欠な業務である。また、 業務には動物の飼養管理業務も含まれており、遂行に は専門性が求められている。 なお、過去4年間（H25～H28）の業務委託に ついては、一般競争入札を実施したが、すべて当該業 者による一者応札であった。 これらのことから、本業者以外に県内で業務を遂行 できる者がいないため、1者随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
31	県民生活環境部	諫早食肉衛生検査所	2020年 4月1日	質量分析装置保守点検業務委託	1,595,000	諫早市多良見町化屋1781 - 1 正見株式会社長崎営業所 所長 石井淳	当該業務は、食肉の残留抗菌物質検査に使用する 質量分析装置の精度確保のため保守・点検を行うもの である。 当該装置の保守点検を実施可能な事業者は、機器の 構造を熟知している製造・販売元の日本ウォーターズ 株式会社だけであり、当該機器に関しては正規代理店 である正見株式会社に限定されるため、1者随意契約 とするもの。	第167条の2第1項 第2号
32	県民生活環境部	食品安全・消費生活課	2021年 3月30日	特定計量器検査等業務委託	14,023,420	長崎市銭座町3番3号 一般社団法人 長崎県計量協 会 代表理事 松尾 直興	当該契約は商取引等で利用される特定計量器の精度 を検査する業務であり、計量士資格など高度な専門性 を必要とする。 業務委託にあたっては、計量法に基づき知事が「指 定期検査機関」として指定した検査機関のみが当該 業務を受託できることとなっているが、申請に基づき 長崎県知事が指定した事業者は一般社団法人長崎県計 量協会のみであるため、1者随意契約とするもの。	第167条の2第1項 第2号
33	県民生活環境部	地域環境課	2020年 4月15日	令和2年度地球温暖化防止対策等普及啓発事業	8,635,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人長崎交流センタ ー（長崎県地球温暖化防止 活動推進センター） 代表理事 原田幸二	契約の相手方である「一般社団法人長崎交流センター 」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づ き、地球温暖化対策の啓発・公報等を適かつ確実に 行うことができると認められるものとして、知事が都 道府県に一を限って指定できる「長崎県地球温暖化防 止活動推進センター」（以下「センター」という。） として指定された法人であり、本契約は、センター業 務として求められる、地球温暖化対策の広報・啓発活 動及び地球温暖化防止活動推進員等の活動を支援する 業務であるため、契約先は本センターに限られるため 。	第167条の2第1項 第2号
34	県民生活環境部	地域環境課	2020年 9月1日	令和2年度環境放射線モニタリングポスト点検 等業務委託	3,047,000	福岡県福岡市早良区百道浜二 丁目1-1 株式会社日立製作所ヘルスケ ア福岡営業所 所長 森永 勝幸	放射線量を測定するための精密機器であるモニタリン グポストは、その性格上、精細な点検管理が必要であり、 機器の構造やデータ解析などに製造メーカー独自の 詳細な技術が設定されている。当該機器の点検業務 についてはモニタリングポストの製造元（販売元）で ある(株)日立製作所(旧：日立アロカメディカル(株))で 保守管理を所管する(株)日立製作所ヘルスケア福岡営業 所以外に対応できるものがいないため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2020年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県民生活環境部

2021年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	県民生活環境部	地域環境課	2020年 9月29日	長崎県大気汚染監視テレメータシステム伝送回線の変更に係る大気テレメータシステム改修作業業務委託	2,365,000	長崎市川口町10番2号 株式会社ユースフル 代表取締役 松尾 弘樹	大気汚染常時監視テレメータシステムは、(株)ユースフルが新たにプログラムしたものであり、測定局とデータ収集装置や処理端末間は独自の技術での設定が行われている。テレメータシステム改修作業にはシステムの稼動状況確認などシステム関連作業が含まれているため、契約先は同社に限定される。	第167条の2第1項 第2号
36	県民生活環境部	地域環境課	2020年 12月1日	令和2年度長崎県環境放射線テレメータシステム機器更新及び改修業務委託	67,100,000	福岡県福岡市早良区百道浜二丁目1番1号 株式会社日立製作所 九州支社 支社長 渋谷 貴弘	環境放射線テレメータシステムは、原子力の緊急時に備えて県民の安全を確保するものであり、平常時から止めることができないシステムである。 本業務は 当該システムを構成する機器類のうち耐用年数をむかえる機器の更新 災害対策として通信回線(副回線:衛星)の追加 測定データの監視や機器操作に用いる端末の追加を実施し、システムの機能拡充や維持管理を目的として実施するものである。 当該システムや構成機器の構造や仕様には製造元独自の技術が使用されており、システムの停止状態を最小限としながら当該業務遂行することは製造元以外には困難である。したがって当該業務の発注先は当該システムの製造元である㈱日立製作所九州支社に限定される。	第167条の2第1項 第2号
37	県民生活環境部	地域環境課	2021年 3月18日	令和3年度モニタリング情報共有システム設置・維持管理業務委託	16,199,700	東京都文京区白山五丁目1番3-101号 公益財団法人原子力安全技術センター 会長 石田 寛人	モニタリング情報共有システムは、各自治体で測定した放射線モニタリングデータを国が一元的に管理し、関係機関間で共有する全国的なシステムであり、平常時における放射線モニタリングデータの共有並びに原子力災害時における緊急時モニタリングの円滑な実施及び適切な防護措置の実施に資するため当該システムの設置及び運用を委託するものである。 本システムを開発した原子力安全技術センター以外に実施できるものがおらず、同システムを導入している道府県全てが同センターに委託している。	第167条の2第1項 第2号
38	県民生活環境部	地域環境課	2021年 3月23日	長崎県大気汚染監視テレメータシステム保守管理業務委託	3,201,000	長崎市川口町10番2号 株式会社ユースフル 代表取締役 松尾 弘樹	大気汚染常時監視テレメータシステムは、(株)ユースフルが新たにプログラムしたもので、測定局とデータ収集装置や処理端末間は独自の技術での設定が行われており、システム異常等の対応などの保守管理に関する業務については、同社以外に対応できる者がいないため。	第167条の2第1項 第2号
39	県民生活環境部	自然環境課	2020年 7月1日	令和2年度対馬地区ネコ適正飼養推進事業	2,000,000	対馬市厳原町国分1441番地 対馬市 対馬市長 比田勝 尚喜	本委託業務は、環境省委託事業「令和2年度希少野生動物種保護増殖事業(ツシマヤマネコ)委託業務実施要領」に基づくものであり、委託先については、事務局を務める対馬市に指定されている。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
40	県民生活環境部	自然環境課	2021年 3月17日	令和3年度傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託	3,800,000	諫早市貝津町3031 公益社団法人長崎県獣医師会 会長 堤清蔵	当業務を遂行するには、カモ類、猛禽類等の鳥類やノウサギ、タヌキ等の哺乳類のほか多種多様な傷病野生鳥獣の迅速な救護、診察、治療、野生復帰のためのリハビリを含む飼育を実施できること、野生鳥獣はどのような疾病を持っているかわからないため、感染防止対策が十分行えるよう野生動物専用の施設を有すること、傷病野生鳥獣の救護には発見から処置までの時間を可能な限り短縮することができる位置にあることが必要である。また、県民自ら鳥獣を搬送する必要があり、県民の移動の負担を考慮すれば、県北地域と県央地域にエリア分けし、両地域に1箇所ずつ配置する必要がある。(公社)長崎県獣医師会は、県央(諫早市)に野生動物専用の救護施設を有し、動物医療に関する資格と専門的知識及び技術を持った会員(獣医師)からなる公益法人であり、離島部においても、会員による1次受入れ(診断、簡易な治療)対応が可能であることから、県北地域を除く県内全域において上記条件を満たし、本業務を適切に遂行できる唯一の者である。	第167条の2第1項 第3号
41	県民生活環境部	自然環境課	2021年 3月29日	令和3年度傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託	1,700,000	佐世保市鹿子前町1055 させばパール・シー株式会社 代表取締役 中島正美	当業務を遂行するには、カモ類、猛禽類等の鳥類やノウサギ、タヌキ等の哺乳類のほか多種多様な傷病野生鳥獣の迅速な救護、診察、治療、野生復帰のためのリハビリを含む飼育を実施できること、野生鳥獣はどのような疾病を持っているかわからないため、感染防止対策が十分行えるよう野生動物専用の施設を有すること、傷病野生鳥獣の救命・救護には発見から処置までの時間を可能な限り短縮することができる位置にあることが必要である。また、県民自ら鳥獣を搬送する必要があり、県民の移動の負担を考慮すれば、県北地域と県央地域にエリア分けし、両地域に1箇所ずつ配置する必要がある。H27年度から九十九島動植物園の指定管理者であるさせばパール・シー(株)は、県北地域(佐世保市)において野生動物専用の救護施設を管理し、多種多様な鳥獣の飼育や傷病野生鳥獣の処置方法など専門的知識及び技術を有する職員(獣医師)を配置していることから、県北地域において上記条件を満たし、本業務を適切に遂行できる唯一の者である。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。